

## 第176回大規模小売店舗立地審議会 議事要旨

### 1 日時・場所

平成28年5月16日(月) 10:00~12:05  
県庁10階 特1会議室

### 2 出席者

#### (1) 委員

柳瀬会長、大枝委員、本間委員、久保委員、  
高田委員、川添委員、渡邊委員、北澤委員

#### (2) 事務局

商工部中小企業振興課

### 3 審議事項

- (1) 「スーパーセンタートライアル鞍手店」に係る新設届出について
- (2) 「(仮称)Aコープ須恵店」に係る新設届出について
- (3) 「(仮称)ルミエール志免店」に係る新設届出について
- (4) 「(仮称)ドラッグコスモス花瀬店」に係る新設届出について
- (5) 「スーパーキッド前原店」に係る新設届出について
- (6) 「(仮称)ダイレックス宇美店」に係る新設届出について
- (7) 「(仮称)ドラッグコスモス紫店」に係る新設届出について

### 4 議事要旨

- (1) 「スーパーセンタートライアル鞍手店」の新設届出について、事務局から届出、前回審議の概要及び質問事項の回答を説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から3回目の審議を行った。

施設の配置及び運営方法について、適正な配慮がなされているものと認め、当該届出について大規模小売店舗立地法第8条第4項の意見はなし、として答申することとした。

なお、設置者に対し、届出事項を着実に実施するとともに、大規模小売店舗立地法の趣旨に則り、周辺地域的生活環境の保持について、今後とも地域住民の理解が得られるように努められるよう付帯意見を付すべきであると答申することとした。

- (2) 「(仮称)Aコープ須恵店」の新設届出について、事務局から届出、前回審議の概要及び質問事項の回答を説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から2回目の審議を行った。  
施設の配置及び運営方法について、適正な配慮がなされているものと認め、当該届出について大規模小売店舗立地法第8条第4項の意見はなし、として答申することとした。

- (3) 「(仮称)ルミエール志免店」の新設届出について、事務局から届出、前回審議の概要及び質問事項の回答を説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から2回目の審議を行った。

委員から道路の拡幅について質問があり、事務局が設置者に確認することとなった。  
次回審議会において引き続き審議を行うこととした。

- (4) 「(仮称)ドラッグコスモス花瀬店」の新設届出について、事務局から届出、前回審議の概要及び質問事項の回答を説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から2回目の審議を行った。

施設の配置及び運営方法について、適正な配慮がなされているものと認め、当該届出について大規模小売店舗立地法第8条第4項の意見はなし、として答申することとした。

(5) 「スーパーキッド前原店」の新設届出について、事務局から届出の概要を説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から1回目の審議を行った。

委員から騒音予測地点Bについての騒音源及び騒音対策について質問があり、事務局が設置者に確認することとなった。

次回審議会において引き続き審議を行うこととした。

(6) 「(仮称)ダイレックス宇美店」の新設届出について、事務局から届出の概要を説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から1回目の審議を行った。

委員から騒音予測地点Bの予測値について質問があり、事務局が設置者に確認することとなった。

次回審議会において引き続き審議を行うこととした。

(7) 「(仮称)ドラッグコスモス紫店」の新設届出について、事務局から届出の概要を説明後、店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から1回目の審議を行った。

委員から出入口の来退店の誘導について質問があり、事務局が設置者に確認することとなった。

次回審議会において引き続き審議を行うこととした。